



# 知恵 知っと生活の知恵

暮らしのアドバイス No.133

ファイナンシャル 仲西 康至（音江町在住）



地方のまちでは、子供たちが進学や就職で実家を離れてしまい、高齢の両親だけが暮らす世帯が多くあります。もしも、実家の両親のどちらかが亡くなった場合、相続はどのようにになるのでしょうか。

例えば、高齢夫婦の世帯と離れて暮らす子供が一人の場合。ご主人が亡くなつたことで、自宅（1,000万円）と預貯金（1,000万円）の相続遺産は、母親1／2、子供1／2に法定分割され、母親がそのまま自宅を遺産相続すると、預貯金はすべて子供が受け取ることとなります。しかし、これでは、母親のその後の生活が不安となります。通常は、「うちの子供に限つて、預貯金を独り占めするなどありえない」となりますが…。

そこで、昨年（2020年）に新しく施行されたのが、「配偶者居住権」

と呼ばれるものです。一方の配偶者が亡くなつた場合、残された配偶者が住み慣れた家に、生涯に渡つて無償で使用できる権利をいいます。これは、相続開始時点で取得できる権利ですが、家の所有権とは異なります。先程の例では、「配偶者居住権」を活用することで、母親は自宅（500万円）、預貯金（500万円）を相続することになります。母親は自宅を1／2の所有権しか得ていませんが、そのまま生涯に渡り

自宅に住み続ける権利が「配偶者居住権」になります。

一方、子供も負担付所有権とし、500万円分の自宅の所有権を得ることになります。あくまでも、夫婦の一方が死去した場合、残された配偶者が一人で暮らす場合に限ります。相続が開始された時点で、配偶者以外の人と自宅を共有している場合は利用できません。このように、相続の遺産分割は様々なケースが考えられますので注意は必要です。

本来ならば、家族間で実家の両親に配慮した遺産分割されることが理想となります。高齢者夫婦にとって「配偶者居住権」の施行により、一方が亡くなつた後も、そのまま家に住むことが出来るだけ安心が得られたといえます。



## 高齢者世帯もこれで安心？ 「配偶者居住権」